

「特定情報照会サービス」のご紹介 《反社会的勢力への対応について》

平成26年6月「貸金業者向けの総合的な監督指針」並びに「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」等の改正で、貸金業者は、反社会的勢力による被害を防止するために、

- ・反社情報を一元的に管理したデータベースを構築し、
- ・適切に更新(情報の追加、削除、変更等)する態勢整備

が求められています。

そこで協会では協会員向けに監督指針や自主規制等において求められている態勢整備を確保できるように

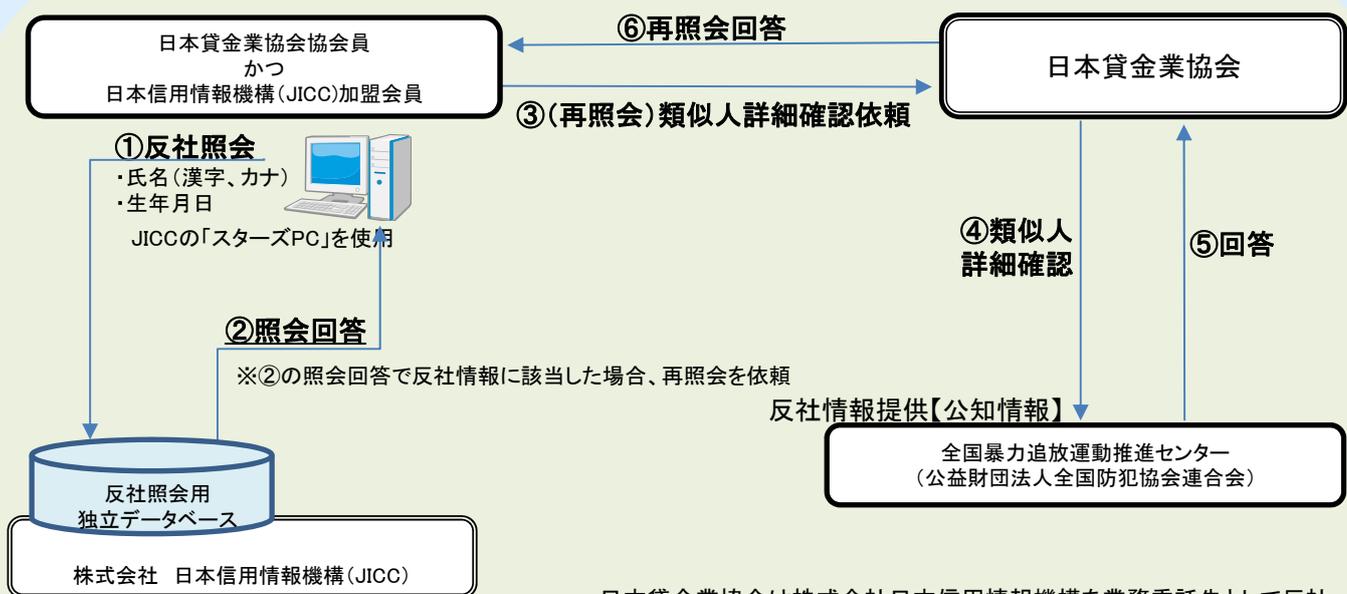
『特定情報照会サービス』の提供を行っています。

是非、当協会にご加入の上、本サービスをご活用ください。

1. 特定情報照会サービスの概要

反社会的勢力との関係遮断に関し、貸金業者に求められている反社情報を一元的に管理したデータベースを構築する支援策として、協会が(株)日本信用情報機構に業務委託し、提供を開始した協会員向けのサービスです。

2. 特定情報照会サービスのフロー



日本貸金業協会は株式会社日本信用情報機構を業務委託先として反社情報データベース及び情報提供システムの構築・運用を委託しています。

3. 特定情報照会サービス利用申込資格について

- (1) 日本貸金業協会の協会員と株式会社日本信用情報機構の加盟会員の両方に加入していること
- (2) 同サービスの利用について、「特定情報照会サービス運営規則」(HP公表)遵守できること

4. 利用申込について

利用申込にあたっては、上記申込資格の確認と、協会ホームページに掲載の「特定情報照会サービス」利用申込要領をご確認の上、『特定情報照会サービス利用申込書』にてお申込下さい。

利用申込の問合せ先: 「日本貸金業協会 会員業務部 特定情報管理課」 電話「03-5739-3017」

反社会的勢力への対応に係る監督指針等の改正の着眼点と留意点

金融庁は、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を推進するため、

- (1) 反社会的勢力との取引の未然防止（入口）
- (2) 事後チェックと内部管理（中間管理）
- (3) 反社会的勢力との取引解消（出口）

に係る態勢整備等についての着眼点を追加し、所要の改正を行った。

1. 組織としての対応

- 担当者や担当部署だけに任せることなく経営陣が適切に関与し、組織として対応する。
- 貸金業者単体のみならず、企業グループ体となった貸金業における反社会的勢力との関係遮断・排除に取り組む。

2. 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築《外部機関との連携》

- 反社会的勢力に関する情報（以下、「反社情報」という。）を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する。
- 警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する。
- 反社会的勢力との取引が判明した場合や、不当要求がなされた場合の組織的な報告・相談体制の構築
また、実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し、担当する部署を支援する体制を構築する。

3. 適切な事前審査の実施《暴排条項の導入》

- 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社情報等を活用した適切な事前審査の実施、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を行う。

4. 適切な事後検証の実施

- 反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、既存の債権や契約について適切な事後検証を行う。

5. 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

- 【判明時の対応】 反社会的勢力との取引が判明した場合、その情報が反社会的勢力対応部署を経由し、迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行う。
- 【外部機関の活用等】 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、(株)整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引解消を推進する。

6. 反社会的勢力による不当要求への対処

- 【不当要求時の対応】 不当要求がなされた場合、その情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行う。
- 【外部機関の活用等】 不当要求があった場合、積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談すると共に、暴力追放運動推進センター等の不当要求対応要領等を踏まえた対応を行う。
- 【安全確保措置】 実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し、担当部署を支援する態勢を整えておく。特に脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急性を要するような場合は直ちに警察に相談する。

7. 株主情報の管理

- 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認する。

- ◆ 日本貸金業協会への加入手続きは、
業務企画部 会員加入促進登録課：☎03-5739-3012へお問合せください。
- ◆ 日本信用情報機構の加入手続きは「www.jicc.co.jp/」でご確認下さい。